

調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例（抜粋）

平成9年12月18日条例第22号

（自転車等駐車対策協議会）

第11条 自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として調布市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 第21条に規定する自転車等放置禁止区域の指定、変更及び解除に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車等の駐車対策についての基本的事項に関すること。

3 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市民
- (2) 自転車等の駐車対策について知識又は経験を有すると認められる者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 鉄道事業者等の社員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

○調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例施行規則
平成10年3月31日規則第30号

(調布市自転車等駐車対策協議会の会長及び副会長)

第3条 条例第11条に規定する調布市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は都市整備部を所掌する副市長を、副会長は都市整備部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(公印)

第6条の2 協議会の公印の名称、書体、寸法、用途、ひな型及び個数は、別表第1に定めるところによる。